



日本教育公務員弘済会会員の教職員のみなさまへ



TOKIO MARINE
NICHIDO

教職員のみなさま専用の
団体長期障害所得補償

長期療養のこと、
十分に
考えていますか？

教職員収入 ロングウェイサポート

(団体総合生活保険)

しっかり支える長期の所得補償。
病気やケガで働けなくなった場合の不安を解消します。

保険期間：2025年8月1日午後4時から2026年8月1日午後4時まで

申込締切日(各支部提出)：2025年7月18日

中途加入については毎月20日までに書類を各支部へ提出してください。

(中途加入の保険期間：提出締切日の翌月1日 午前0時から2026年8月1日 午後4時まで)

払込方法：各支部にて異なります。ご指定の方法にてお支払いください。

団体割引

30%

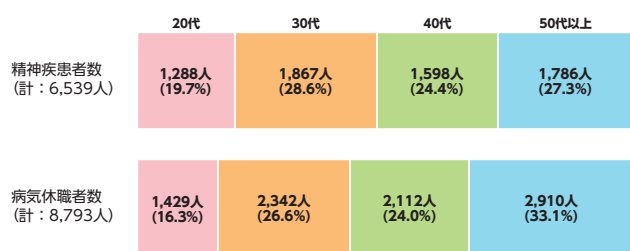
教職員の方をとりまく様々な環境…。



➡ **約105人に1人の教職員が病気休職している現状です。**

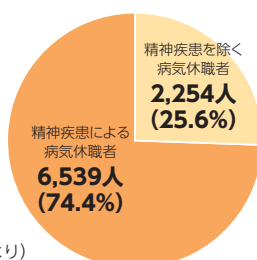
教職員の病気休職者数 ▶ **8,793人** (全教職員のうち約0.96%) (令和4年度)

●教育職員の病気休職者の状況 すべての年代で発生しています。



(令和4年度文部科学省公表資料より)

●病気休職者のうち約74%が 精神疾患による休職です。

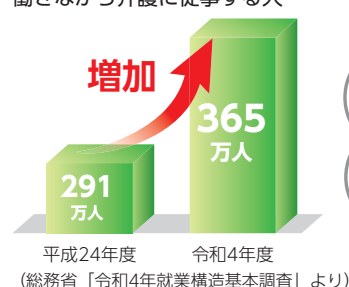


(令和4年度文部科学省公表資料より)

さらに

近年、働きながら介護に従事する人、**離職する人が増加**しています。

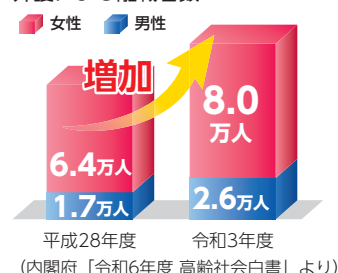
働きながら介護に従事する人



介護が必要になったら不安…



介護による離職者数



教育の現場に立つ教職員は、従来にも増して多忙で激務となっており、疲労、心労の積み重ねにより休職となるケースが増加しています。



長期間働けなくなったとき、収入はどうなるの？



〈休職、公的保障等の一般的な例〉



就業障害が発生した場合、傷病休暇期間、自治体、共済組合等の公的保障を受けられる期間を過ぎると収入が大幅に減少します。



長期間働けず収入もストップ… そんな状態にあなたは耐えられますか？

病気やケガ・介護で働けなくなったら

例えば…

- 退職…収入が途絶えてしまう
- 保険…生命保険、年金の掛金の支払いは続く
- 公的保障…重度の場合には障害年金などの受給が可能
- 住宅ローン…支払いは続く
- 医療保険…1入院あたりの支払限度日数の制限あり(120日など) 退院後の継続補償がない



ローンの支払いや 毎月の生活費は？

経済的な負担だけをとらえれば、長期の傷病はご本人と家族にとって大きなリスクになります。



家賃・住宅ローン
生活費



教育費



医療費等



各種ローンの返済



病気やケガで長期間休職となった場合に、心配となるのは毎日の生活です。
収入が大幅に減っても、必要となる生活費などは変わらず家計へのダメージは大きくなります。

病気、ケガ・介護で働けない

そんな時、

教職員収入ロングウェイサポートは、
原則、最長60歳の誕生日まで収入の減少を
一定額補償し、毎日の生活を支えます。



教職員収入ロングウェイサポートの特徴

公益財団法人日本教育公務員弘済会（日教弘）会員ならではのメリット**団体割引30%適用！**
個人では加入できない団体契約専用の商品です。

教職員の方専用の制度設計

公立の教職員の方の一般的な傷病休暇期間（3ヶ月）や、その後の公的保障（3年）、公的年金による給付等を考慮した制度設計です。

最長60歳の誕生日までの長期間補償

病気やケガでの入院や自宅療養中で、所定の働けない状態が続く場合、原則、最長60歳の誕生日まで保険金をお支払いします。

復職後も引き続き補償

復職後、身体障害が残ったために所得が健康時の80%未満に減少している場合にも、原則、最長60歳の誕生日まで所得喪失率に応じた保険金が給付されます。

いつでもどこでも24時間補償

病気やケガの発生は業務中、業務外、国内外を問わず24時間が対象となります。

「メンタル不調」「妊娠に伴う身体障害」「地震によるケガ」による就業障害も補償

メンタル不調による就業障害についても最長5年間（56歳から59歳の方は最長3年間）補償します。

※ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。

各種付帯サービスも充実

「メディカルアシスト」「メンタルヘルスサポート」「介護アシスト」「デイリーサポート」などのサービスでサポートします。サービスの詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。

オプション 介護と仕事の両立をサポート

働きながらの介護を支援するため、「介護休業」「短時間勤務中」の収入を最大1年間補償します。免責期間を0日に設定しているため、早期の保険金支払が可能となり、介護の準備に備えることができます。

介護が必要
になっても
安心！



商品概要

主 補 償

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間^{*1}を超えた場合に、最長60歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。

^{*1} 病気・ケガによる就業障害発生後の就業障害が継続する期間をいい、この期間は保険金をお支払いしない期間となります。

〈補償内容〉

補償期間 (てん補期間)	60歳の誕生日まで（60歳まで3年に満たない場合は3年間） ※認知症・メンタル疾患補償特約部分は最長5年間 （56歳から59歳の方は最長3年間）	セットされる 特約	・認知症・メンタル疾患補償特約 ・天災危険補償特約 ・妊娠に伴う身体障害補償特約
免責期間	90日間	物価調整	あり

オプション 介護と仕事の両立支援特約

ご親族^{*2}の介護のために働けなくなった場合に保険金をお支払いします。

^{*2} 対象となる親族については、「補償の概要等」の介護対象者をご確認ください。

〈補償内容〉

補償期間(てん補期間)	1年間	免責期間	0日	支払基礎所得額	10万円	物価調整	なし
-------------	-----	------	----	---------	------	------	----

介護と仕事の両立支援特約にご加入いただける方は「「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において、介護による休業または就業制限が認められている方」、「上記のほか、就業規則等において介護による休業または就業制限が認められている方」となります。ご不明な場合には、就業規則等をご確認のうえ、人事部門・組合等にご確認ください。

※てん補期間とは、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

お支払いする保険金（1か月あたり）

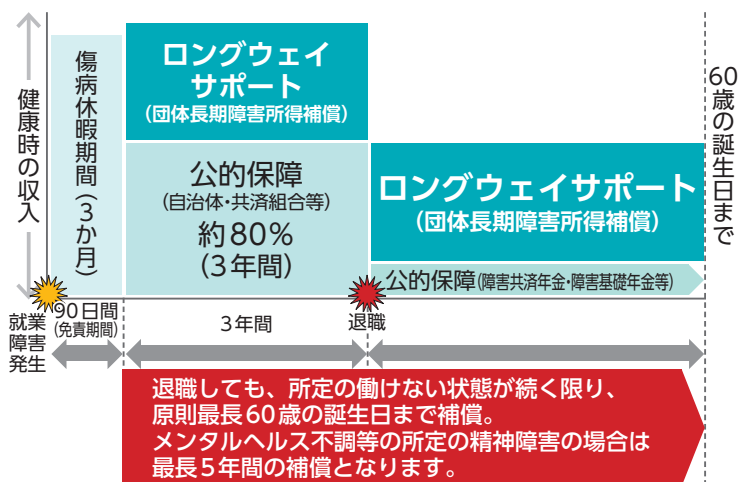
全く就業できない場合 = ご加入タイプの金額(支払基礎所得額) × 物価調整係数^{*1}
一部復職した場合(所得喪失率20%超の場合) = ご加入タイプの金額(支払基礎所得額) × 所得喪失率 × 物価調整係数^{*1}

^{*1} 主補償のみに適用されます。

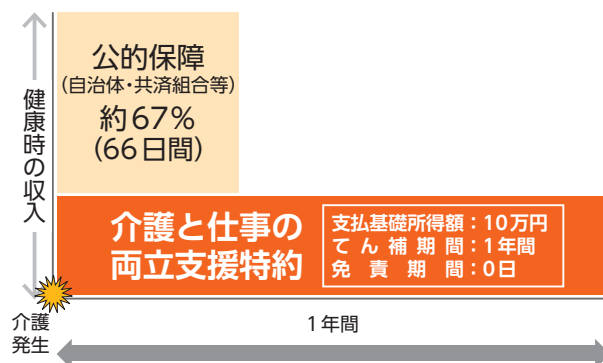
保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等P7～P8」をご確認ください。

保険金のお支払いのイメージ

主 補 償



オプション 介護と仕事の両立支援特約



※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。各自治体・共済組合等により異なる場合があります。
 ※支払基礎所得額（月額）が平均月間所得額の範囲内となるように設定してください。

保険金お支払い事例

下記お受け取り例は、弊社が作成した想定される事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

Aさんの場合

風邪を引いてしまったが、仕事が繁忙期だったこともあり、高熱のところを無理をして出勤していた。ところが、熱が下がっても全身倦怠感が続くため病院に行ったところ、急性腎不全と診断された。1週間の投薬でよくなったが、6か月後再び全身倦怠感がひどくなり、出勤もままならなくなったため病院に行ったところ、慢性腎不全と診断された。自宅での休養、食事制限、投薬等を6か月続けたが、腎臓機能がさらに悪化したため、週3回の人工透析を受けることになった。この保険での補償を受けながら人工透析に通い、その後復職した。

Bさんの場合

週末に友人とスキーに出かけた。コースを滑っていたBさんは、急に飛び出してきた人を避けようとして、コース脇の木立に激突、脊髄を損傷して下半身不随となってしまった。その後、3か月間の入院を経て、リハビリを開始。この保険での補償を受けながら、リハビリに励んでいる。

Cさんの場合

父親が転倒による骨折で入院していたが、退院に伴い自宅で常時介護が必要となったため、介護休業を取得した。今は落ち着いてきたものの、毎日ヘルパーさんに依頼するため、この保険での補償を受けながら、短時間勤務（※）を行い、介護と仕事の両立をしている。（※）約款記載の法律や就業規則に基づくもの

お支払いする保険金の概要

てん補期間中、就業障害状態の期間1か月につき、お受け取りいただく保険金の額は…

保険金 = 支払基礎所得額 ※ × 所得喪失率 × 物価調整係数

※平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を支払基礎所得額としてお支払いする保険金を算出します。



例えば

支払基礎所得額 10万円

* 物価調整係数 0 の場合

→ 完全に休職している場合

→ 所得喪失率 100%

→ お受け取りいただく保険金は……1か月あたり 10万円

→ 一部復職し、月収 30万円の方が回復所得 15万円の場合

→ 所得喪失率 50%

→ お受け取りいただく保険金は……1か月あたり 5万円

復職後、所得が回復して、所得喪失率が20%以下（所得が80%以上に復活）となった場合は、保険金支払は終了します。

加入資格

公益財団法人日本教育公務員弘済会の会員で、以下に該当する、団体契約の始期日時時点の年齢が満59歳以下の方

1. 公立学校の教職員
2. 国立学校および私立学校の教職員

かんたんな手続き

記入・署名のみの加入手続き

告知事項をご確認いただき、加入依頼書および健康状態告知書にご記入・ご署名いただくだけで加入できます。

* ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

* 病気やケガになってからでは入れない場合があります。

保険金は全額非課税

保険金は全額非課税で受け取ることができます。

1年ごとの団体内自動更新

現在ご加入の方につきましては、申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、公益財団法人日本教育公務員弘済会は、今年度の募集パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。

* 更新時には、保険料が年齢等により変更となったり、保険会社側から加入をお断りすることがありますのでご了承ください。

保険料表

保険期間：2025年8月1日～2026年8月1日
団体割引：30%

〈月払〉

タイプ名	GSタイプ	KSタイプ	GAタイプ	KAタイプ	GBタイプ	KBタイプ	GCタイプ	KCタイプ
【主補償】 支払基礎所得額（月額）	5万円		10万円		20万円 ※補償開始後3年間は10万円		30万円 ※補償開始後3年間は10万円	
【オプション】 介護と仕事の両立支援特約 支払基礎所得額（月額）	なし	10万円	なし	10万円	なし	10万円	なし	10万円
(15)～24歳	420円	430円	960円	970円	1,540円	1,550円	2,180円	2,190円
25～29歳	480円	500円	970円	990円	1,830円	1,850円	2,790円	2,810円
30～34歳	510円	550円	1,100円	1,140円	1,760円	1,800円	2,800円	2,840円
35～39歳	710円	800円	1,580円	1,670円	2,740円	2,830円	3,860円	3,950円
40～44歳	1,070円	1,250円	1,950円	2,130円	3,530円	3,710円	4,360円	4,540円
45～49歳	1,250円	1,600円	2,490円	2,840円	4,200円	4,550円	5,590円	5,940円
50～54歳	1,420円	2,100円	2,770円	3,450円	4,180円	4,860円	5,330円	6,010円
55歳	1,450円	2,580円	2,890円	4,020円	3,240円	4,370円	3,900円	5,030円

タイプ名	GS3タイプ	KS3タイプ	GA3タイプ	KA3タイプ
【主補償】 支払基礎所得額（月額）	5万円		10万円	
【オプション】 介護と仕事の両立支援特約 支払基礎所得額（月額）	なし	10万円	なし	10万円
56～59歳	1,170円	2,300円	2,330円	3,460円

〈年払〉

タイプ名	GSタイプ	KSタイプ	GAタイプ	KAタイプ	GBタイプ	KBタイプ	GCタイプ	KCタイプ
【主補償】 支払基礎所得額（月額）	5万円		10万円		20万円 ※補償開始後3年間は10万円		30万円 ※補償開始後3年間は10万円	
【オプション】 介護と仕事の両立支援特約 支払基礎所得額（月額）	なし	10万円	なし	10万円	なし	10万円	なし	10万円
(15)～24歳	5,020円	5,140円	11,520円	11,640円	18,390円	18,510円	26,130円	26,250円
25～29歳	5,790円	6,040円	11,670円	11,920円	21,920円	22,170円	33,380円	33,630円
30～34歳	6,170円	6,680円	13,160円	13,670円	21,140円	21,650円	33,640円	34,150円
35～39歳	8,470円	9,530円	18,940円	20,000円	32,860円	33,920円	46,290円	47,350円
40～44歳	12,740円	14,840円	23,420円	25,520円	42,340円	44,440円	52,270円	54,370円
45～49歳	14,970円	19,190円	29,860円	34,080円	50,340円	54,560円	66,950円	71,170円
50～54歳	16,960円	25,070円	33,230円	41,340円	50,090円	58,200円	63,990円	72,100円
55歳	17,350円	30,930円	34,700円	48,280円	38,860円	52,440円	46,760円	60,340円

タイプ名	GS3タイプ	KS3タイプ	GA3タイプ	KA3タイプ
【主補償】 支払基礎所得額（月額）	5万円		10万円	
【オプション】 介護と仕事の両立支援特約 支払基礎所得額（月額）	なし	10万円	なし	10万円
56～59歳	14,030円	27,610円	27,920円	41,500円

- 年齢は2025年8月1日現在の満年齢をもとにご確認ください。
- 上記タイプのいずれか1タイプを選択してご加入ください。被保険者お一人につき、1タイプ（1口）が加入限度となります。
- K○タイプは、「介護と仕事の両立支援特約」が付帯されているタイプになります。
- 56～59歳の方は、GS3、KS3、GA3、KA3タイプのみご加入いただけます。
- 支払基礎所得額（月額）は、平均月間所得額*1以下で設定してください。
 - *1 直前12か月における保険の対象となる方（被保険者）ご本人の所得*2の平均月額をいいます。
 - *2 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 保険料は、男女同一金額にて設定しています。
- ご契約始期日時点での年齢が56歳となる方については、更新時に以下のとおりタイプが変更となります。
 - ・（更新前）GSタイプ → （更新後）GS3タイプ、（更新前）KSタイプ → （更新後）KS3タイプ
 - ・（更新前）GAタイプ・GBタイプ・GCタイプ → （更新後）GA3タイプ、（更新前）KAタイプ・KBタイプ・KCタイプ → （更新後）KA3タイプ

ご注意

加入者票、更新加入依頼書に印字されるタイプ名につきましては、男性と女性によって以下のとおりタイプ名を読み替えています。

・男性…「タイプ名+1」 ・女性…「タイプ名+2」

（例）女性でGAタイプにご加入の場合は「GA2」と印字されます。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

・メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカル
ソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、
介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する
様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった
ご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間:
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関する
ご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話で
ご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール
情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・メンタルヘルスサポート 自動セット

職場や家庭等で起こる様々な「こころ」の問題の解決を
バックアップします。



受付時間: 午前9時～午後9時
[日祝日を除く]

0120-783-503

メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関する悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

ご注意ください（各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストおよびメンタルヘルスサポートの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

団体総合生活保険 補償の概要等＜団体長期障害所得補償（GLTD＊1）定額型＞

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については「保険料表」等をご確認ください。
病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

＊1 GLTDは団体長期障害所得補償（Group Long Term Disability）の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間＊1を超えた場合 ▶就業障害期間＊2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 支払保険金＝支払基礎所得額＊3×所得喪失率＊4×約定給付率（100%） 物価調整を行う場合、計算した額に、物価上昇率をもとに算出した係数を乗じた額をお支払いします。また、物価調整係数は就業障害開始後1年を経過する毎に、物価上昇率を基に東京海上日動所定の方法で算出した係数とします。ただし、物価上昇率が1を下回る場合にはこれを1として計算し、1.06を上回る場合は1.06として計算します。 ただし、支払基礎所得額＊3が保険の対象となる方の平均月間所得額＊5を超える場合には、平均月間所得額＊5を支払基礎所得額＊3としてお支払いする保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。 ＊1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます（「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合、同特約に適用される免責期間は、「団体長期障害所得補償基本特約」に規定する免責期間または90日のいずれか長い期間とします。）。 ＊2 「てん補期間＊6内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。 ＊3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。 ＊4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 $\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間＊1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額＊7}}{\text{免責期間＊1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得＊8の額}}$ ただし、所得＊8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 ＊5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得＊8の平均月額をいいます。 ＊6 同一の病気やケガによる就業障害＊9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間＊1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。 ＊7 免責期間＊1開始以降に業務に復帰して得た所得＊8の額をいい、免責期間＊1の終了した月から1か月単位で計算します。 ＊8 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 ＊9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分） ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・ 妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害（「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合は、お支払いの対象になります。） ・ 妊娠または出産による就業障害 ・ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・ 保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D））」をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害てん補期間＊1を限度にお支払いの対象になります。） ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・ 発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害 ・ この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害＊2＊3 等 ＊1 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。 ＊2 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象となります。 ＊3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます（定義C）。

免責期間＊1中	てん補期間＊1開始後
病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態＊2。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。 ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。 ＊1 免責期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「＊1」をご確認ください。 ＊2 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務（軽作業や事務作業等）も全くできない状態です。	病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない＊2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率＊3が20%超である状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 ＊1 てん補期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「＊6」をご確認ください。 ＊2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。 ＊3 所得喪失率については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「＊4」をご確認ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護と仕事の両立支援特約（定額型）	要介護状態となった介護対象者＊1の介護のために保険期間中に就業障害となり、その期間が通算して免責期間＊2を超えた場合 ▶就業障害期間＊3 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 支払保険金＝支払基礎所得額＊4×所得喪失率＊5×約定給付率（100％） ただし、支払基礎所得額＊4が保険の対象となる方の平均月間所得額＊6を超える場合には、平均月間所得額＊6を支払基礎所得額＊4としてお支払いする保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 保険の対象となる方の親族のうち、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下、育児・介護休業法）に定める対象家族、同法に準ずる他の法令および就業規則等に基づく介護による休業＊7または就業制限＊8の取得対象とすることが認められている方をいいます。 ＊2 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 ＊3 「てん補期間＊9内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。ただし、保険の対象となる方が離職＊10した場合における離職後の期間は含みません。 ＊4 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。 ＊5 介護による休業または就業制限により全く就業できない場合は100％とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 $\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間＊2が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額＊11}}{\text{免責期間＊2が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得＊12の額}}$ ただし、所得＊12の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響あった場合は、公正な調整を行うことがあります。 ＊6 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得＊12の平均月額をいいます。 ＊7 育児・介護休業法、同法に準ずる他の法令および就業規則等に基づく介護に関連する休業をいいます。 ＊8 育児・介護休業法、同法に準ずる他の法令および就業規則等に基づく介護に関連する就業上の措置をいいます。 ＊9 同一の介護対象者の介護による就業障害＊13に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間＊2終了日の翌日からの期間）のことをいいます。 ＊10 勤務先の関与する子会社、関連会社その他関係先への転籍を除きます。 ＊11 免責期間＊2開始以降に業務に復帰して得た所得＊12の額をいい、免責期間＊2の終了した月から1か月単位で計算します。 ＊12 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 ＊13 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった介護対象者の介護のために再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	・保険の対象となる方および介護対象者の故意または重大な過失によって生じた介護対象者の要介護状態を原因とする就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた介護対象者の要介護状態を原因とする就業障害（その方が受け取るべき金額部分） ・介護対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態を原因とする就業障害 ・介護対象者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた要介護状態を原因とする就業障害 ・介護対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態を原因とする就業障害 ・介護対象者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用によって生じた要介護状態を原因とする就業障害 ・介護対象者がむちうち症や腰痛等で医学的・他覚所見のない要介護状態を原因とする就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期より前に発生した事由を原因とする要介護状態による就業障害＊1 等 ＊1 初年度契約の保険始期より前に発生した事由を原因とする要介護状態による就業障害についても、初年度契約の保険始期日以降に要介護状態となり、かつ、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象となります。

※介護と仕事の両立支援特約における「就業障害」とは、以下の状態をいいます。

免責期間＊1中	てん補期間＊1開始後
保険の対象となる方が以下のいずれかに該当する状態。 ①介護による休業＊2をしていること。 ②就業制限＊3により、就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと。 ＊1 免責期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「＊2」をご確認ください。 ＊2 介護による休業については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「＊7」をご確認ください。 ＊3 就業制限については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「＊8」をご確認ください。	左記の「免責期間中」の就業障害に該当し、かつ所得喪失率＊2が20％超＊3である状態。 ＊1 てん補期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「＊9」をご確認ください。 ＊2 所得喪失率については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「＊5」をご確認ください。 ＊3 就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20％を超えないときは、就業障害に該当しません。

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】

【契約概要】 保険商品の内容を
ご理解いただくための事項

【注意喚起情報】 ご加入に際してお客様にとって不
利益になる事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 保険金額等の設定

この保険での保険金額*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえてご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

団体長期障害所得補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません。

【団体長期障害所得補償】

団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額*1は、平均月間所得額*2以下（平均月間所得額*2の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

- *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率とします。
- *2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます。
- *3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。
- *4 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

4 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

5 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約対象となります。）

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を

経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※団体長期障害所得補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II-1 告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

6 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★：告知事項

☆：告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	団体長期障害所得補償
生年月日		★
性別		★
健康状態告知*1		★

※すべての補償について「他の保険契約等*2」を締結されている場合は、その内容について告知事項（★）となります。

*1 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【団体長期障害所得補償の「告知」（健康状態告知書）】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*3から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*4。

●責任開始日*3から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することもあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*5（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

*3 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*4 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*5 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認ください。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 現在の「ご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意」

現在のご加入を解約、減額等をするのを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たに「ご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。」
- ・新たに「ご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。」
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たに「ご加入の保険契約に対して告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。」
- ・新たに「ご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。」
- ・新たに「ご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。」

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

- *1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます。
- *2 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合に

は、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約される時

- ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊１することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
 - ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊２に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
 - ・満期日 waited に解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ＊１ 解約日以降に請求することがあります。
＊２ 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

団体長期障害所得補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことがあります。
 - 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。
- この結果、更新後の補償内容等が変更されることが更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

団体長期障害所得補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

団体長期障害所得補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額＊１の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

＊１ 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認ください。ご請求忘れや、ご不明点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認ください。変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在ののご加入内容についてもあわせてご確認ください。変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払などの判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等を利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等との間では、傷害保険等については不正契約における事故致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
団体長期障害所得補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回る場合があります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、30日以内に《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）において、それぞれの要介護支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊１または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
- ＊１ 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽ ADR センター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。[\(https://www.sonpo.or.jp/\)](https://www.sonpo.or.jp/)

 0570-022808（通話料有料）

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

☎ 0120-720-110

受付時間：24時間 365日

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

☒ 確認してチェックしましょう！

1 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

☐ 保険金をお支払いする主な場合 ☐ 保険金額*1、免責金額（自己負担額） ☐ 保険期間 ☐ 保険料・保険料払込方法 ☐ 保険の対象となる方
*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2 加入依頼書の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は、加入依頼書を訂正してください。また、下記の記載事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
☐ 加入依頼書の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しく記載されていますか？
☐ 保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか？（平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）なお、保険金額*1の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレットをご確認ください。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。
*2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。
☐ 被保険者（保険の対象となる方）によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？*3
*3 介護と仕事の両立支援特約のみを追加する場合は、告知は不要です（他の条件に変更がない場合に限りです）。
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

●『団体長期障害所得補償で「介護と仕事の両立支援特約」にご加入される場合のみ』ご確認ください。
☐ 初年度契約の保険始期日より前に要介護状態の原因が生じているご家族のために介護による休業等（就業障害といえます。）をされた場合は、保険金が支払われないことをご確認いただきましたか？*4
*4 初年度契約の保険始期日以降に要介護状態となり、かつ、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金をお支払いします。

3 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認いただきましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

*現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、公益財団法人日本教育公務員弘済会は、今年度の募集パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店までご連絡ください。なお、更新時には、保険料が年齢等により変更となったり、保険会社側から加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

ご加入内容をご確認ください

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要を紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款および特約はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じて団体までご請求ください。ご契約手続、保険金のお支払条件、その他ご不明の点がございましたらご契約の代理店または引受保険会社にご照会ください。

この保険は、公益財団法人日本教育公務員弘済会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として公益財団法人日本教育公務員弘済会が有します。

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

全国の主要都市に営業課支社がございます。
上記弊社ホームページから最寄の課支社を検索いただけます。



マングローブ植林等の様子をご覧ください。
www.tokiomarine-nichido.co.jp/world/greengift/about/

お問い合わせ先